

第5次 関ヶ原町地域福祉活動計画

令和3年度～令和6年度

互いに助け合い 安心して暮らせる
福祉のまちづくり



令和3年3月

社会福祉協議会とは

「社協」という略称でも呼ばれる社会福祉法に規定された民間の非営利組織です。

社協は、地域住民、企業や社会福祉関係者の参画・協力を得て地域福祉の推進を図る中心的な団体として、各市町村に組織されています。

地域福祉活動計画とは

日々の生活の中で起こる困りごとや生活課題などに対し、地域住民の自主的な福祉活動や支え合いのしくみづくりを目的とした活動・行動計画です。

計画の期間は令和3年度から令和6年度の4年間です。

関ヶ原町では、地域福祉の政策を展開していく基本事項を定めた「第3次関ヶ原町地域福祉計画」が令和2年3月に策定され、社協が果たすべき役割についても明記されています。

社協の地域福祉活動計画は、町の地域福祉計画を具現化するものともいえ、両計画の整合性を保ち、連携して地域福祉を推進していきます。



社会福祉法人
関ヶ原町社会福祉協議会

〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2490-29

(国保関ヶ原診療所北棟1F)

☎(0584)43-2943/FAX(0584)43-2180

関ヶ原町生活介護事業所 さくらんぼの家【指定管理】

〒503-1532 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 1167-1

☎・FAX(0584)-43-1525

基本理念 互いに助け合い 安心して暮らせる 福祉のまちづくり

誰一人取り残すことなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

基本目標1

ネットワーク構築と日常生活支援の充実

支え合いのしくみづくり

地域住民を中心とした日常生活支援、居場所づくり、見守り、災害時の支援などのしくみづくりを推進し、いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

- ★小地域福祉活動の推進
- ★福祉推進員活動の推進
- ★福祉ニーズと要援護者の把握
- ★生活支援事業の実施



基本目標2

福祉意識の醸成と人材の育成

地域福祉を支えるひとづくり

福祉についての理解を深めるとともに、地域住民の支え合いの意識を高め、ボランティアや地域の支え合いの活動の推進役となる人材の育成を推進します。

- ★広報啓発・福祉教育の推進
- ★ボランティア活動の推進
- ★高齢者の生きがいづくり事業の推進
- ★社会参加の促進
- ★子育て支援事業の実施



基本目標3

相談・支援体制の充実と社協の基盤整備

安心が生まれる支援づくり

複雑化・複合化する課題に対応できるよう、町、関係機関等と連携して包括的な相談・支援の充実を図ります。また、社協は地域福祉推進の中心としての役割を果たせるよう、組織の体制や財政基盤の強化を図っていきます。

- ★相談事業の実施
- ★権利擁護事業の推進
- ★苦情解決の体制整備
- ★貸付事業の実施
- ★生活困窮者自立支援制度の推進
- ★福祉情報提供体制の整備
- ★会員組織の強化
- ★役員・事務局体制の強化
- ★財源の確保
- ★各種援護事業などの実施
- ★サービス提供主体としての役割

